

## 平成25年度 第2回庁議要旨

日時：平成25年4月25日（木）

午前9時

会場：庁議室

### [報告事項]

#### 1 本市が出捐等をしている法人の公益法人への移行等について（企画部）

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁による設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設され、平成20年12月1日から施行された。

法律の施行から5年間を移行期間とし、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることができることから、移行申請を行うもの。ただし、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされる。

##### (1) 主な内容

###### 移行状況

移行後 移行前	一般社団・ 財団法人	公益社団・ 財団法人	移行準備中	解 散	その他	計
社団法人	2	4		2		8
財団法人	9	12	1	1	2	25
その他	1					1
計	12	16	1	3	2	34

#### 2 本市におけるPM2.5高濃度時の当面の対応について（生活環境部）

中国でのPM2.5による大気汚染が深刻化しているが、国内においても以前からPM2.5が観測されており、西日本で広域的に環境基準を超過していることや国立環境研究所の北東アジアにおけるPM2.5汚染シミュレーション結果など総合的に判断し、大陸からの越境大気汚染の影響があったものと考えられている。

日常の健康管理において、日頃からPM2.5によるリスク管理を行い、体調の変化に注意することが肝要であり、特に、呼吸器系・循環器系の疾患を有する方や小児・高齢者においては、保育所、幼稚園、小学校及び高齢施設等と情報を共有することが必要であるため、国の指針に基づき県が行うPM2.5の高濃度時の「注意喚起」等の市への情報に基づき、庁内関係課等に情報提供を行い、対応するもの。

##### (1) 主な内容

ア 県がPM2.5の測定を行い、高濃度となった場合は、県内市町村に「注意喚起」等の情報提供が行われ、これを受け、関係機関に情報伝達する。

##### イ 注意喚起の内容

(ア) 不要不急の外出は控えましょう。

- (イ) 屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らしましょう。
- (ウ) 屋内でも換気や窓の開閉を最小限にしましょう。
- (エ) 呼吸器系や循環器系疾患のある方や小児、高齢者は、体調の変化に注意して行動しましょう。

### 3 地方税法等の一部改正に伴う個人住民税に係る住宅ローン控除の延長・拡充等について（生活環境部）

地方税法等の一部が改正され、個人住民税に係る住宅ローン控除の延長・拡充、延滞金等の利率の見直しや独立行政法人森林総合研究所に係る非課税措置が廃止されたこと等に伴い、同様の措置を講ずるため、本年3月31日に石巻市市税条例及び石巻市都市計画条例の一部改正を専決処分したものの。

#### (1) 主な内容

##### ア 石巻市市税条例関係

##### (ア) 個人住民税関係

個人住民税の住宅ローン控除について、4年延長した上で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。  
(平成26年から平成29年までの入居者)

##### a 控除限度額

- (a) 平成26年1月から3月末までは現行の97,500円を維持する。
- (b) 平成26年4月から平成29年12月までは136,500円に拡充する。

##### (イ) 納税関係

##### a 延滞金及び還付加算金の利率の引き下げ

- (a) 延滞金  
年14.6%の割合から9.3%の割合
- (b) 納期限後1か月以内の延滞金  
年4.3%の割合から3.0%の割合
- (c) 還付加算金  
年4.3%の割合から2.0%の割合

##### (ウ) 固定資産税関係

独立行政法人森林総合研究所の農用地総合整備事業等の用に供する固定資産に係る非課税措置の廃止に伴うもの。

##### イ 石巻市都市計画税条例関係

固定資産税と同様の措置を講じる。

##### ウ 施行期日

平成25年4月1日（アの(イ)納税関係は、平成26年1月1日施行）

#### (2) 今後の予定

次に開催される石巻市議会に報告し、承認を求める。

### 4 石巻市子宮頸がん等予防接種実施要綱の廃止について（健康部）

子宮頸がん等（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌）予防接種事業は、国の子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金を活用し、石巻市子宮頸がん等予防接種実施要綱に基づき平成22年度から平成24年度まで実施してきたが、予防接種法の一部が改正され、本年度からこれらの予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種として実施していく

こととなったことから、これまで任意接種としてきた石巻市子宮頸がん等予防接種実施要綱を廃止するとともに関係要綱の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 子宮頸がん予防接種

定期接種対象者：小学6年生から高校1年生相当の女子

（要綱による対象者：中学1年生から高校2年生相当の女子）

標準的な接種年齢：中学1年生

イ ヒブ予防接種・肺炎球菌予防接種

定期接種対象者：生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

標準的な接種開始年齢：生後2月から生後7月に至るまでの間

ウ 施行期日

平成25年4月1日

エ 本要綱の廃止に伴い、次の要綱の一部を改正した。

(7) 東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成要綱の一部改正：平成25年4月1日施行

(4) 石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正：平成25年4月1日施行

## 5 公共下水道（雨水排水ポンプ場）施設の災害復旧事業及び復興事業に関する基本協定締結について（建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた下水道施設の復旧・復興に向けて事業を推進しているが、地盤沈下による浸水対策については、応急的な措置として、44箇所103基の仮設ポンプを設置し対応している状況である。

技術者不足を補いながら、事業を迅速に進め、住民の安全を確保するため、日本下水道事業団に雨水基本計画の見直しに基づく雨水排水ポンプ場の設計業務・建設業務を委託する。

(1) 主な内容

ア 委託施設は、雨水排水ポンプ場24箇所（新設19箇所、増設5箇所）とする。

イ 委託業務は、発注設計、工事発注、監督管理、完了検査、会計検査受検対応などの全業務とする。

(2) 今後の予定

ア 平成25年度に、「実施設計業務に関する年度実施協定」を締結する。

イ 平成26年度からは、「建設工事基本協定」を締結する。なお、事業完了年度は、平成27年度を予定している。